



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 33(2), 273-274
Issue Date	1982-10-22
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16400
Type	other
File Information	33(2)_p273-274.pdf



北海道大学法学部法学会記事

○昭和五七年四月三日(金)一時半—五時

「ソ連の東欧政策——一九四三年—一九四八年——」

報告者 北海道大学助手

出席者 秋野 豊氏 一〇名

第二次大戦後東欧に成立した「人民民主主義」の確立過程を個々の国内情勢を抜きに論ずることはできない。しかしそこにあつてソ連の果たした役割を無視することはできないのもまた同様である。たとえば東欧諸革命の成立過程をある規程に照らして分析するならば、三つのグループ——(一)ユーゴスラビア・アルバニア、(二)チェコスロバキア・ハンガリー、(三)ルーマニア・ポーランド・ブルガリア——に分類されることができ、またこのグループ分けはソ連との地理的距離関係において有意味であることに気づかされる。報告者はこの観点からソ連の第二次大戦後半期の政策に立ち戻りつつ、いかにソ連の対東欧政策が地理的な要素を重要視した上で形成され実行されたのかを説明した。また質疑応答においては、領土問題と政策問題との結びつき等を巡って活発な論議が行われた。

○昭和五七年四月二八日(木)午後二時—四時半

「SEC規則10b-5の域外適用の拡張と国際法における管轄権の原則」

報告者 小樽商科大学助教授

清水章雄氏

出席者 一五名

米国連邦証券法の主たる詐欺防止規定であるSEC規則10b-5は、SEC v. Gulf International Finance Corp. (一九六三年)以来、域外適用されることが判例上確立しており、Barsch v. Drexel Firestone, Inc. (一九七五年)において域外適用の認められる範囲の基準が示されたが、必ずしも明確なものではなく、その後、SEC v. Kasser (一九七七年)、Continental Grain (Australia) Pty. Ltd. v. Pacific Oilseeds, Inc. (一九七九年)などでは、域外適用の範囲が拡張されている。(但し) Fidenas A.G. v. Compagnie Internationale Pour L'Informatique CII Honeywell Bull S.A. (一九七九年)の様に、極端な拡張は認められていない。)。

このように域外適用の範囲が拡張されると国際法上問題が生じやすくなる可能性があるが、判例における国際法の言及は規則10b-5の域外適用が主観的属地主義又は客観的属地主義により根拠づけられるというのみである。本報告は、規則10b-5の域外適用を律する国際法の原則が他にも存在することを以下のように主張しようと試みたものである。

管轄権は主権の行使の最も明白な形態の一つであり、域外適用も

管轄権の行使である限り、主権に関する国際法の原則により制限が課せられると考えられる。そのような制限により、国内法の域外適用には、(1)管轄権の対象と管轄権の淵源の間に実質的かつ真正の結合があること、(2)他国の国内管轄権に属する事項に干渉しないこと(3)適合性、相互性及び比例性の原則に従うこと、の三つの条件が課せられることが解釈上導き出される。以上の条件を前述の諸判例の事案について検討してみると、その中には規則10 b—5の域外適用が国際法上容認されないのではないかと考えられるものもある。その他規則10 b—5の域外適用について、以上の条件を課するかどうかを具体的に検討することも行った。

以上の報告に対して、様々の有益な質問・意見が提出されたが、中でも米国の他の国内法にも域外適用が広範囲に行われているものがあり、それに対しても前述のような国際法の原則による制限が考えられることや、解釈上導き出された以上のような制限が実際の裁判において主張される可能性などについての質問は、特に興味深い問題を提示するものであった。

(清水章雄)